

平成 30 年 5 月善通寺市農業委員会次第

日時：平成 30 年 5 月 22 日

場所：善通寺市役所 3 階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について

議案第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

5. そ の 他

次回開催 6 月 21 日 (木) 13 時 30 分～

現地調査 同 日 9 時～

農業相談 同 日 10 時～

6. 閉 会

平成30年5月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年5月22日（火）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 8 南光紀夫委員, 9 堀家重孝委員,
10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川治会長職務代理者,
13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 7 藪内實委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

9. 議 事
局 長

それでは、定刻となりましたので平成30年5月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。まず始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

みなさんこんにちは。本日は、麦の収穫の最盛期の大変忙しい中での農業委員会にご出席いただきましてどうもありがとうございます。また皆様のお手元に今日お配りしていますが、名簿がやっとできましたので、これに全員の意向調査の対象者が載っていると思いますので、忙しい時期が済みましたら、年内に終わるようご協力をいただけたらと思います。今日は急いでいる方もいるみたいですので、早速ですが、会の方を始めて行きたいと思いますのでよろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、
よろしく申し上げます。

会 長

はい。それでは議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日
の議事録署名人には、第13番の穂山委員さんと第14番の森江委員さん
の両名、よろしく申し上げます。それでは早速ですが、議案の審議に入り
たいと思います。議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告につい
てを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告についてですが、
議案書の1ページで○件の案件でございます。それでは、番号○ですが、
貸人、被相続人○○○○様相続人○○○○様、借人、○○○○様、賃借
権の合意による解約の案件であります。本件は同議案の番号○と関連して
おり、本通知に係る土地の登記名義人が申請日時点において平成○○年に
亡くなられた○○○○様のままになっていたことから、相続人の○○○○
氏が番号○とは別に通知書を提出するものであります。それでは本件の概
要ですが、借人の○○○○氏と○○○○氏は親戚の関係であります。借
人の○○氏は○○町に居住しておりまして、借入地を含めて○○を超え
る農地を経営しております。本通知に係る土地は、農業経営基盤強化促進
法に基づく賃借権を平成○○年から平成○○年の○年間で設定しておりま
したが、貸人の方で利用したいという旨を借人に相談したところ、借人が
了承し、合意解約に至ったものであります。本件は、○○町字○○○○
○○番、田、○○○㎡について賃借権の解約を行うものであり、離作補償
はありません。なお、解約後は貸人が自作するとのことであります。本件
は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。
次に番号○ですが、貸人、○○○○様、借人、○○○○様、賃借権の合
意による解約の案件でございます。本件は先ほどの番号○と関連しており
まして、貸人と借人の状況等につきましては先ほど説明したものと同様で
るので、説明は割愛させていただきますが、本通知に係る土地も同様に、

農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権を平成〇〇年から平成〇〇年の〇年間で設定しておりましたが、今後は貸人の方で耕作をしていきたい旨を借人に相談し、合意解約に至ったものであります。本件は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡について賃借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。なお、解約後は貸人が自作するとのことであります。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様，借人、〇〇〇〇〇様，残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の借人である〇〇氏は〇〇歳と高齢で、市内での経営農地は本通知にかかる土地を含めて〇〇〇〇㎡ほどであります。そのうちの約半分は本件と同様に残存小作権が残っている農地であります。一方、貸人の〇〇氏は〇人家族で〇〇町に居住しており、市内では〇〇を超える農地を経営しております。本件は借人である〇〇氏が労働力不足により農業を廃止するため、本通知に係る農地を返還したいとの旨を貸人に伝えたところ、貸人が了承し、合意解約に至ったものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。なお、解約後は貸人が自作するとのことであります。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号，農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

会 長

はい、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、〇件の案件でございます。

それでは、番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇市に居住しており、本申請地のうち〇筆は相続により平成〇〇年頃に取得したものであります。譲渡人は〇〇市で居住していることから、本市で農業は営んでいないため、本申請地は休耕地の状態にあります。一方譲受人である〇〇氏は、市内に〇ヘクタールを超える農地を本申請地の近隣に所有しておりまして、そのすべてを自作しております。本件は、労働力不足により農地の維持管理に苦慮していた〇〇氏から農地売買の相談を受けた〇〇氏がそれを了承し、売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇〇、畑、〇〇〇㎡、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇〇、畑、〇〇〇㎡、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、経営農地面積は〇〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇〇に居住しており、譲渡人が本市で所有する農地は本申請地のみであります。なお、本申請地は平成〇〇年に相続により取得したものであります。一方譲受人である〇氏は、市内に〇〇〇〇㎡程度の農地を所有しており、そのすべてを自作しております。本申請地は譲受人の所有農地に隣接していることから、経営規模を拡大したい〇氏にとっては本申請地を取得することで農作業の利便性が向上することもあり、農地の管理に苦慮していた〇〇氏との間で話がまとまり、今般申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇

〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡について，所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件は後にお諮りいただく議案第〇号の番号〇と関連しております。本件の譲渡人である〇〇〇〇氏は会社員で〇〇〇町に居住し，約〇反ほどの農地を所有する兼業農家でありまして，所有農地のすべてを自作しております。また，本申請地は平成〇〇年に相続により取得しております。一方譲受人である〇〇〇〇氏は，市内の経営農地は借入地も含めて〇反〇畝ほどであり，すべてを自作しております。本申請地の隣には譲受人が所有する〇〇〇㎡程度の農地がありますが，その農地に隣接する本申請地を取得することで，耕作の利便性が向上することもあり，経営規模を拡大したい譲受人と兼業，高齢化により経営規模を縮小したいと考えていた譲渡人との間で話がまとまり，今般申請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡について，所有権移転売買を行うものであります。なお譲受人の経営農地ですが，詳細については後にお諮りいただく議案第〇号の番号〇で申し上げますが，一部の所有農地において無断転用があり，本件申請にあたり窓口相談に訪れた際に判明したため，是正をするよう窓口で指導したことから，対象農地の転用申請も同時に提出されております。なお譲受人の他の農地はすべてきれいに耕作されており，先ほど申し上げた対象農地の面積を除いた経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしていることから，特に問題は無いと考えます。

以上，登記地目は田が〇筆，畑が〇筆の計〇筆，面積が〇〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第2号，農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，議案第3号，農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい，議案第3号，農地法第5条第1項の規定による許可申請について，議案書の3ページで，○件の案件でございます。それでは番号○ですが，貸人，○○○○様，借人，○○○○様，使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人と借人は親子の関係であり，借人である○○○○氏は美容師でありまして，このたび独立して借人自身が経営する美容室店舗を建築するため，現在居住している住宅敷地内に店舗の建築を計画しましたが，現在の敷地だけでは規模的に手狭であったため，今回の申請地を転用し，現在住宅のある宅地とあわせて利用することで，店舗を建築することを計画したとのことであります。本申請地を計画地として選定した経緯ですが，本申請地は自宅に隣接していることから便利であり，比較的面積も小さく規模的に妥当であったため，選定に至ったとのことであります。本申請は○○町字○○○○番○，登記及び現況地目が畑である○○○㎡に，隣接する○○○番の宅地，○○○○○㎡を併せ利用地として，店舗平屋建1棟，○○○○○㎡及びカーポート平屋建1棟○○○○○㎡の合計○○○○○㎡を建築することを目的とし，転用申請するものであります。本転用に当たり，提出書類等の不備もなく，近隣の農地関係者の方の了承も得ており，特に問題は無いと考えております。なお，本申請地は農業振興地域外の第○種農地であります。

次に番号○ですが，譲渡人，○○○○様，譲受人，○○○○○○○，○○○○様，所有権移転売買の案件であります。本件の譲渡人である○○氏は

〇〇町に一人で居住しており、本申請地は平成〇〇年に相続により取得したものであります。譲受人である〇〇〇は、昭和〇〇年に設立された宗教法人であります。本計画が必要になった経緯ですが、現在、〇〇〇には賃貸駐車場も含めて〇〇台分の駐車スペースを確保していますが、参拝客が多い時は〇〇台ぐらいの駐車スペースが必要になることから、本計画を立てたものであります。本申請地を計画地として選定した経緯は、当該土地は〇〇〇の本堂から近く、不足している駐車スペースや車の転回スペース等を確保するにあたり、規模的にも妥当であったため、選定したとのことであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡を、隣接する同所〇〇〇番〇、登記及び現況地目が宅地である〇〇〇〇〇㎡と併せて駐車場として利用することを目的とし、転用申請するものであります。本転用にあたり、書類等の不備もなく、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇〇に居住しており、本市内で所有する農地は本申請地を含めて〇筆あり、うち〇筆は残存小作権の残っている農地であり小作人が耕作しており、残りの農地については、本市内で農業を営むことは困難であるため、現在休耕地の状態にあります。また、譲受人である〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇市に本店を置き、不動産や飲食事業、また太陽光発電事業等を営む会社であり、本申請地を計画地として選定した経緯であります。〇〇〇〇〇〇〇は〇〇町、〇〇市南部でも大規模太陽光発電を実施しており、事業規模拡大のため、交通の便が良く、管理も容易な土地を近隣の地域で探していたところ、本申請地は太陽光発電に適した日照条件と一定の広さがあり、また国道〇〇〇号線沿いで交通の便もよいことから選定したとのことであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に太陽光発電パネル〇〇〇枚、年間約〇〇〇〇〇Kwの全量を四国電力に売電することで会社の収益増加を図ることを目的として、転用申請するものであります。本転用についての、再生可能エネルギー発電

見をお伺いしたいと思います。番号〇につきまして〇〇町ですので、松本委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

はい。いつものとおり〇〇地区〇名で〇月〇〇日に現地調査を実施しました。全員一致して特に問題無しとの判断をいたしました。よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、問題ないと言うことです。それでは、番号〇について、〇〇町ですので南光委員さんよろしくお願ひします。

南光委員

先日現地のほうを確認いたしました。何も問題はないことを確認いたしました。よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、問題ないと言うことです。それでは、番号〇について、〇〇町ですので宮崎委員さんか川田委員さんよろしくお願ひします。

川田委員

それでは私のほうから申し上げます。番号〇の案件ですが先週の〇〇日の日に農業委員と推進委員の〇名で現地を確認しました。太陽光ですので特に問題はないと思います。また長年、耕作放棄地で困っていたところでもありまして、今回このような話があつて、転用にあたっては特に問題ないと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、問題ないと言うことです。それでは、番号〇について、堀家委員さんか近藤委員さんよろしくお願ひします。

近藤委員

〇月〇〇日に堀家委員と一緒に現地を確認しました。周りの草もきれいに刈っておりまして、長年無断でこのような状況になっていたとのことで、

周りとのトラブルはないようなのですが、法面を古タイヤで補強してありまして、その辺が堀家委員との話で強度的に大丈夫か少し気になる場所でありまして、そういった状況をどう判断すべきかがまだ結論にいたっておりません。

堀家委員

昔から、古タイヤを置いていて、無断転用の是正申請が出てきたとのことですが、周辺には何もないため聞くところがありません。現状の図面をみたら、西側の下りたところは田んぼで、法面を古タイヤで補強していることについて、専門家ではないので、それでよいのかわからない状況であります。専門家の方がみて、このような状況でも問題無いならば許可することに問題はないと思いますが、素人で専門家ではないのでなんとも言えない状況です。

会 長

私も今朝、現地をみてきました。タイヤを重ねていましたが、何か問題はないかご意見がある人はお願いします。

南光委員

私が知る限り、あの場所は何十年も前からタイヤを積んでありますが、崩れるか崩れないかとのことであれば、小石が転がることはあるかもしれませんが、崩れることはない状況です。

小林係長

補強の仕方ですが、特にあれで駄目であるというようなことは県の事務処理要領にもないので、あれでは駄目だということも言えない状況であります。そのためよいかどうかは断面図などをつけて県へ書類をお送りするので、その判断は県にさせていただこうかと思っております。

会 長

県のほうに詳細な断面図などをつけてお送りするとのことですので、それでよいかどうかは県で判断してもらおうということで、もしこれでは危ないということであれば改善してもらおうし、これで問題無いと言うことであればそれでよいという判断になると思います。それでよいですか。

堀家委員

はい、よいです。

会 長

他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(質問無し)

会 長

それでは、全体の委員さんにご意見をお聞きします。○番から○番までの案件で何かご意見ないでしょうか。

(全委員質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。それでは議案第4号に入りたいと思います。議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第4号のページをお開きいただければと思いますので、よろしくをお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項には、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定されております。ご承知のとおり、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めております。ページをめくっていただき、両面コピーしてあります集積計画の議案の1ページ目から55ページ目までは今回の利用権設定の申請があった農用地利用集積計画の明細となっております。それでは議案第4号の最終ページにあります集計表を記載してあるページをお開きください。右側にあります地区別の集計表のところでは今回の農用地利用集積計画ですが、香川県農地機構の161筆、137,029㎡及び、

普通寺市農地管理公社の1筆，1，727㎡を含めて，総件数243件，622筆で，面積は532，266㎡であり，うち新規は194，920㎡，更新は335，619㎡であります。なお，利用権設定率は，全農地の27.7%となっております。今回提出されました農用地利用集積計画については，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。なお，本日の農業委員会において農用地利用集積計画が決定した場合は，農業経営基盤強化促進法第19条の規定で，「同意市町村は，農用地利用集積計画を定めたときは，農林水産省令で定めるところにより，遅延なく，その旨を公告しなければならない。」と規定していることから，普通寺市が公告する予定であり，今回の公告日は，5月31日を予定しておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは，議案第4号，農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について，何かご意見，ご質問はありませんか。なかなかこれだけの資料をみて質問というのもすぐには難しいかもしれませんので，また後で何かありましたら事務局までお問い合わせください。それでは，今の段階で何かご意見，ご質問はありませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして，議案第4号につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，議案第5号，農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。議案第5号，農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について，ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条において，計画案の提出等の協力についての定めがあり，第1項で，「農

地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」第2項で、「農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」第3項で、「市町村は、前2項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定しており、市より、農用地利用配分計画（案）の決定を求められています。なお、本市の計画（案）につきましては、161筆、面積は137,029㎡となっており、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、香川県知事が利用配分計画を認可し、6月29日に公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、何かご意見、ご質問はありませんか。

（全委員意見、質問なし）

会 長

ご質問がないようでございます。賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。これで5月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時14分 終了